

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国の B 型、C 型ウイルス肝炎患者・感染者数は 350 万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、予防接種などの医療行為によって、肝炎ウイルスに感染した。その中には、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており、まさに「医原病」といえる。

B 型、C 型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに移行する危険性の高い深刻な病気である。肝硬変・肝ガンの年間死亡者数は 4 万人を超え、その 9 割以上が B 型、C 型肝炎ウイルスに起因している。また、既に肝硬変・肝ガンに進展した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している。

平成 20 年度から、国の「新しい肝炎総合対策」（7 年計画）がスタートしたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。適切なウイルス肝炎対策を、全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要である。

よって、国においては、ウイルス肝炎患者を救済するため、下記事項について緊急に施策を講ずるよう強く要望する。

ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策に係る基本法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 29 日

神奈川県三浦郡葉山町議会

葉議第59号
平成21年7月3日

薬害肝炎訴訟原告団

他3名様

葉山町議会議長 鈴木道子



陳情の審議結果について（通知）

平成21年5月11日付けをもって貴殿ら他3名から提出された下記の陳情は、平成21年6月29日の葉山町議会第2回定例会において採択し、関係行政庁へ意見書提出となりましたので通知いたします。

- 1 陳情第21-6号 「肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書」の採択を求める陳情

意見書の提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣

参考送付 神奈川県知事・葉山町長